彦根市ロケーション撮影支援業務実施要領(内規)

1 目的

この内規は、本市の映像資源を活用した映像作品の撮影(以下「ロケーション」という。) の実施に当たり、彦根市フィルムコミッション室が行うロケーション支援業務の内容および 支援を受けようとする者が行う手続きを定め、円滑なロケーションの受入れを行うことを目的とする。

- 2 ロケーション支援対象となる映像作品について ロケーション支援対象となる映像作品は、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 市内で撮影が行われる作品
 - (2) 作品内に市と関連する内容を含む作品
- 3 ロケーション支援対象とならない場合

前項の規定にかかわらず、以下に該当する場合は支援対象としない。

- (1) 制作する映像作品等の内容が公序良俗に反する場合
- (2) 制作する映像作品等が政治的、宗教的宣伝活動を目的とする場合
- (3) ロケーション地の施設管理者等が撮影を拒否した場合(時間等の問題で調整困難な場合を含む)
- (4) 依頼者および撮影関係者の中に彦根市暴力団排除条例(平成 23 年彦根市条例第 17 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員および同条例第 6 条に規 定する暴力団員と密接な関係を有する者が含まれる場合
- (5) その他市長が不適当であると認める場合
- 4 彦根市フィルムコミッション室が実施する業務
 - (1) ロケーション地の紹介、関係者との連絡調整
 - (2) ロケーションおよび事前下見の実施に当たって必要な許認可等の申請支援
 - (3) ロケーションおよび事前下見への同行ならびに現地における関係者との連絡調整
 - (4) その他ロケーションに必要な支援

5 ロケーション支援を受けるための手続き

ロケーション支援を受けようとする者は、別記様式第1号「ロケーション支援依頼書」に必要な資料を添えて、彦根市フィルムコミッション室に提出すること。

彦根市フィルムコミッション室は内容を審査し、支援を行う場合は、別記様式第2号「ロケーション受入承認書」を発行します。

付 則

この要領は、令和5年8月3日から施行する。

別記

様式第1号 ロケーション支援依頼書[別紙参照]

様式第2号 ロケーション受入承認書[別紙参照]